

食品安全委員会第796回会合議事録

1. 日時 令和2年11月10日（火） 14：00～14：37

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・ 遺伝子組換え食品等1品目

BML780 MDT06-221株を利用して生産された α -アミラーゼ

(厚生労働省からの説明)

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・ 「ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-00X17-5」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・ 「ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Z6-5」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・ 「デコキネート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・ 「バージニアマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、

吉田（充）委員

(説明者)

厚生労働省 今川新開発食品保健対策室長

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、

石岡評価第二課長、都築情報・勸告広報課長、蛭田評価情報分析官、

秋元リスクコミュニケーション官、入江評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 食品健康影響評価について<BML780 MDT06-221株を利用して生産された α -アミラーゼ>
- 資料 2 - 1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-00X17-5>
- 資料 2 - 2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Z6-5>
- 資料 3 - 1 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<デコキネート>
- 資料 3 - 2 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<バージニアマイシン>
- 資料 4 旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについて

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第796回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から今川新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第796回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○新総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は6点でございます。

資料1が「食品健康影響評価について」、資料2-1及び2-2がいずれも同じ資料名で「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」、資料3-1及び3-2がいずれも同じ資料名で「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」、資料4が「旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについて」の以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○新総務課長 事務局におきまして、令和2年1月14日の委員会資料1の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料1にありますとおり、厚生労働省から10月30日付で遺伝子組換え食品等1品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の今川新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○今川新開発食品保健対策室長 厚生労働省食品基準審査課新開発食品保健対策室長の今川でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回、食品安全委員会に食品健康影響評価を御依頼いたします組換えDNA技術応用食品等につきまして、概要を御説明申し上げます。

今回は添加物1品目でございます。資料1でございます。

品目名は、BML780 MDT06-221株を利用して生産された α -アミラーゼでございます。

本品目は、生産性の向上を目的として、*Bacillus licheniformis* BRA7株を宿主とし、*Geobacillus stearothermophilus* C599株由来の α -アミラーゼ遺伝子の導入等を行ったBML780 MDT06-221株を利用して生産された α -アミラーゼでございます。

本品目は、デンプンの α -1,4-グルコシド結合を加水分解する酵素であり、パン製造において加工助剤として用いられます。

用途及び使用形態は、既存の α -アミラーゼと同様でございます。

海外の状況につきましては、本品目は、デンマーク、フランス、カナダで承認等を受けております。

今後の方針といたしましては、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める予定でございます。

このたび評価を御依頼するものは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。
特にございませんか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

今川室長、ありがとうございます。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の川西委員から説明をお願いいたします。

○川西委員 それでは、私の方から2つ概略を説明させていただきます。

まず、「ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-00X17-5」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集についてでございます。

まず、資料2-1の4ページ目の概要を私の方から説明させていただきます。

本系統は、ジャガイモ栽培種 (*Solanum tuberosum* subsp. *tuberosum*) の品種Ranger Russetを宿主として、ジャガイモ野生種 (*Solanum venturii*) 由来の疫病抵抗性遺伝子を導入して作出されており、これでジャガイモ疫病抵抗性が付与されます。

また、ジャガイモ栽培種 (*Solanum tuberosum*) 由来のアスパラギン合成酵素遺伝子断片、水ジキナーゼ遺伝子プロモーター領域断片、ホスホリラーゼ-L 遺伝子プロモーター領域断片及び液胞インベルターゼ遺伝子断片が導入されており、ジーンサイレンシングによってこれらの内在性遺伝子の発現が抑制され、高温加熱加工時におけるアクリルアミド生成量を低減します。さらに、ジャガイモ野生種 (*Solanum verrucosum*) 由来のポリフェノール酸化酵素-5 遺伝子 3'非翻訳領域断片が導入されており、これもジーンサイレンシングによって内在性遺伝子の発現が抑制され、打撲による黒斑形成を低減するというものです。

本系統は「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」に基づき、評価した結果、挿入遺伝子により産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性を有するタンパク質が産生される可能性が低いこと、後代においても導入遺伝子が安定して存在すること、主要な構成成分やアミノ酸等において一部の成分で宿主と有意差が認められたものの、非遺伝子組換えジャガイモの文献値の範囲内であったこと、ソラニン等の有害物質の含有量で

は有意差が認められなかったこと等を確認し、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。

2つ目、ジャガイモSPS-000Z6-5でございます。こちらは資料2-2の4ページ目の概略を御覧ください。

本系統は、先ほどのX17の宿主とは別のジャガイモの品種であるSnowdenを宿主として、同様の組換えを行ったものです。導入遺伝子等々は全く同じでございます。

本系統についても、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、先ほどのX17と同様に、挿入遺伝子により産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性を有するタンパク質が産生される可能性が低いこと、後代においても導入遺伝子が安定して存在すること、主要な構成成分やアミノ酸等において一部の成分で宿主と有意差が認められたものの、非遺伝子組換えジャガイモの文献値の範囲内であったこと、ソラニン等の有害物質では有意差が認められなかったこと等を確認し、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しました。

それでは、以上2つについて、事務局の方から詳細の説明をお願いします。

○蛭田評価情報分析官 それでは、お手元の資料2-1及び2-2に基づきまして、補足の御説明をいたします。

最初に、資料2-1を御覧ください。SPS-00X17-5でございます。

評価書の3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。本年5月の食品安全委員会におきまして、要請事項説明が行われました。10月の専門調査会において御審議をいただいております。本日、専門調査会において取りまとめた評価書案について御報告し、御審議いただくものでございます。

評価対象品目の概要でございますが、5ページでございます。この内容につきましては、委員の方から詳細な御説明がございましたので、割愛させていただきます。

5ページの中段から食品健康影響評価でございます。

第1. といたしまして、安全性評価において比較対象としている宿主等の性質と組換え体の相違について検討しております。

1. といたしまして、宿主と導入DNAに関する事項でございます。宿主は、先ほども御説明がございましたが、ナス科ナス属に属するジャガイモ品種のRanger Russetでございます。

(3)の項目にございますようなAsn1断片からPpo5断片の5つと、次のページにわたりますけれども、*Rpi-vnt1*遺伝子をアグロバクテリウム法を用いて宿主に導入しております。

2. の宿主の食経験としましては、Ranger Russetは調理品及び加工用品種として北米で広く栽培されているものでございます。

このページの4. でございますが、宿主と組換え体との食品としての利用方法等につきましては、従来のジャガイモと評価対象で相違はございません。

7ページに移っていただきますと、6. の安全性評価において検討が必要とされる相違

点でございますが、本系統につきましては、ここに記載されております*Rpi-vntI*遺伝子の導入によりまして、疫病抵抗性を有すること、また、ここに記載がされております4つのDNA断片の導入により、遊離アスパラギン及び還元糖が低減し、高温加熱時のアクリルアミドが低減すること、さらに、最後のDNA断片Ppo5の導入によりまして、ポリフェノール酸化酵素が低減し、打撲による黒斑形成が低減することであるとしております。

以上から、本系統の安全性評価におきまして、既存ジャガイモとの評価が可能と判断をしております。

7ページの中段になりますが、第3.の宿主に関する事項は、ここに記載のとおりでございます。

8ページの中段になりますが、第4.ベクターに関する事項でございますが、その塩基数、塩基配列及び制限酵素による切断地図は明らかになっております。また、既知の有害塩基配列は含まれていないということでございます。

次のページにわたりますけれども、カナマイシン耐性遺伝子が含まれておりますが、本系統には導入されていないということがシーケンス解析によって確認されております。

9ページの上段から、第5.挿入DNA等に関する事項でございます。

次のページにわたりますけれども、2.の(3)で挿入遺伝子の機能に関する事項がございます。先ほど5つのDNA断片と1つの遺伝子が導入されていると御説明いたしましたけれども、それぞれの機能についての記載がございますので、適宜御参照いただければと思います。

15ページでございます。第6.組換え体に関する事項でございます。

1.の(1)の記載でございますように、シーケンス解析を行いました結果、2つの導入用プラスミド由来のT-DNAがそれぞれ1コピー挿入されているということが確認されております。

また、中頃の記載になりますけれども、導入用プラスミドの外骨格領域が含まれていないということが確認されていると。

最後のところでございますが、DNAの挿入によって宿主の内在性遺伝子が損なわれていないかというような検討も行われておりますけれども、最終的には表現型の変化をもたらす可能性は低いというようなことでございます。

その下の(2)におきましては、意図しないオープンリーディングフレームが生じていないことを確認するための検索が行われております。その結果、幾つかのオープンリーディングフレームが検出されたことから、既知のアレルゲンとの相同性検索を行っております。

16ページの上の方の記載でございますが、その結果、トマトのマイナーアレルゲンとの相同性が示されております。しかしながら、ここに記載の理由から、アレルギー誘発性を有する可能性は低いとされております。

また、既知の毒性タンパク質との相同性についても検索しておりますけれども、一致す

るタンパク質は検出されておられません。

その下、遺伝子産物の組換え体における発現部位等に関する事項でございます。上から2つ目のパラになりますけれども、非組換え体と比較しまして、塊茎におきまして、*Asn1* 遺伝子などの発現が抑制されていることが確認されております。また、疫病抵抗性に関する *Rpi-vnt1* 遺伝子でございますけれども、ウェスタンブロット分析を行った結果におきますと、定量限界値未満であったということでございますが、17ページの2つ目のパラになりますけれども、Reverse Transcription PCR法を用いて測定したところ、発現していることが確認されたということでございます。

17ページの中段になります。4. 遺伝子産物（タンパク質）のアレルギー誘発性に関する事項でございます。ここに記載されております本系統に導入された5つのDNA断片につきましては、タンパク質が産生されることはないから、アレルギー誘発性を有する可能性は低いとしております。

VNT1タンパク質についてでございますが、アレルギー誘発性の報告はありません。

その下になります。物理化学的処理に関する感受性でございます。こちらは *E. coli* を用いて十分量のVNT1タンパク質を生成することが困難でありましたことから、通常行われているような試験は行われておりません。VNT1タンパク質のアミノ酸配列と98%の相同性を示すVNT1タンパク質を有するジャガイモの食経験があることなどから、アレルギー誘発性を示す可能性は低いとされております。

18ページに移っていただきまして、6. 遺伝子産物（タンパク質）の代謝経路への影響につきましては、結論のみ御説明いたしますけれども、19ページの上の方になります。総合的に判断し、挿入遺伝子及び遺伝子産物が宿主の代謝経路に影響を及ぼす可能性は低いとしております。

19ページの7. 宿主との差異に関する事項につきましては、本系統と宿主になります Ranger Russet で塊茎中の主要構成成分等の分析を行っております。その結果、一部に統計学的に有意な差が認められておりますけれども、それらの値は文献値の範囲内であったとしております。

20ページに移りまして、8. 諸外国の認可等につきましては、米国、カナダ、オーストラリアにおいて安全性の確認がなされております。

最後に、20ページの下の方からでございますが、食品健康影響評価結果でございます。

委員から御説明のあったとおり、次のページになりますけれども、21ページの1行目に記載の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断されております。

引き続きまして、資料2-2を御覧ください。こちらはSPS-000Z6-5でございます。

評価書の3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。本年7月の食品安全委員会におきまして要請事項説明が行われております。10月の専門調査会において御審議をいただいております。本日、専門調査会において取りまとめた評価書案について御報告し、

御審議いただくものでございます。

評価対象品目の概要は5ページになります。本系統でございますが、ジャガイモに先ほどの系統、SPS-000X17-5と同様の疫病抵抗性、高温加熱加工時のアクリルアミド生成の低減及び打撲による黒斑形成の低減という性質を付与したものでございます。

5ページの中段から食品健康影響評価でございます。

第1. といたしまして、安全性評価において比較対象として用いる宿主等の性質と組換え体の相違についての検討でございます。

1. といたしまして、宿主と導入DNAに関する事項でございますが、宿主は、ナス科ナス属に属するジャガイモの品種Snowdenということでございます。

先ほどの系統と同様に、(3)にございますような5つの断片と1つの遺伝子をアグロバクテリウム法を用いて宿主に導入したものでございます。

6ページの2. でございますが、宿主の食経験につきましては、Snowdenは調理品及び加工用品種として北米で広く栽培されております。

その下の方でございますが、4. 宿主と組換え体との食品としての利用方法等につきましては、従来のジャガイモと評価対象で相違はございません。

7ページに移っていただきまして、6. 安全性評価において検討が必要とされる相違点に関する事項ということでございますが、先ほどの系統X17と同様でございますが、本系統の安全性評価においては、既存のジャガイモとの評価が可能であると判断したということで、以下進めております。

7ページの中段から、第2. 組換え体の利用等に関する事項、その下、第3. 宿主に関する事項でございますが、先ほどの系統は冷凍加工用に利用されるということでございましたが、本系統はポテトチップの加工用に利用されるということでございます。

次に、8ページの中段から第4. ベクターに関する事項及び9ページに移っていただき、第5. 挿入DNA等に関する事項につきましては、先ほどの系統と同様でございます。

15ページに移っていただけますでしょうか。第6. 組換え体に関する事項でございます。

こちらは1. の(1)に記載がございましたが、シーケンス解析を行った結果、2つの導入用プラスミド由来のT-DNAがそれぞれ1コピー挿入されていること。さらに、導入用プラスミドの外骨格領域が含まれていないことを確認しております。また、DNAの挿入によって宿主の内在性遺伝子が損なわれていないかという検討も行われておりますが、特に問題はございません。

その下の(2)におきまして、意図しないオープンリーディングフレームが検出されたことから、こちらも既知のアレルゲンとの相同性の検索を行っております。

16ページの上の方の記載になりますけれども、先ほどの系統と同様に、トマトのマイナーアレルゲンとの相同性が示されております。これにつきましても、ここに記載の理由から、アレルギー誘発性を有する可能性は低いとされております。また、既知の毒性タンパク質の相同性についても検索しておりますが、一致するタンパク質は検出されておられませ

ん。

その下の遺伝子産物の組換え体内における発現部位等に関する事項でございますが、こちらにつきましても、非組換え体と比較しまして、塊茎におきまして、*AsnI*遺伝子などの発現が抑制されているということが確認をされております。

次のページにわたりますして、疫病抵抗性に関する *Rpi-vntI* 遺伝子につきましても、Reverse Transcription PCR法を用いて測定したところ、発現していることが確認をされたということでございます。

17ページの中段から4. 遺伝子産物のアレルギー誘発性に関する事項につきましては、先ほどの系統と同様の考え方から、遺伝子産物がアレルギー誘発性を示す可能性は低いとされております。

18ページに移っていただきまして、中段、6. 遺伝子産物の代謝経路への影響でございます。これにつきましても、19ページの上の方になりますけれども、総合的に判断し、挿入遺伝子及び遺伝子産物が宿主の代謝経路に影響を及ぼす可能性は低いと考えられたとしております。

19ページの7. 宿主との差異に関する事項につきましては、本系統と宿主になります Snowdenで塊茎中の主要構成成分などの分析を行っております。その結果、一部に統計学的に有意な差も認められておりますけれども、それらの平均値は文献値の範囲内であったということでございます。

20ページに移っていただきまして、8. 諸外国の認可等でございますが、こちらは米国の農務省で安全性が確認されたということでございます。

最後、20ページの下の方、食品健康影響評価結果でございますけれども、委員から御説明のありましたとおり、ここに記載の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断されております。

以上2件につきまして、よろしければ、明日から12月10日までの30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 それでは、概要について御説明いたします。

資料3-1がデコキネートの評価書案、資料3-2がバージニアマイシンの評価書案でございます。今回評価を行いました2成分につきましては、いずれの成分につきましても、海外評価機関等でのADIの設定がございます。その評価について検討しました結果、食品安全委員会の評価と同等に取り扱うことが可能と考えられる成分でございます。

動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会決定である「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」に沿って、これら2成分のポジティブリスト制度導入以来のリスク管理について検討しました結果、いずれの成分も現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量が、当該評価機関等において設定されましたADIの値を超えない成分であることから、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおきまして、その食品健康影響は無視できる程度と考えました。

事務局より、補足の説明をよろしくお願いいたします。

○石岡評価第二課長 それでは、資料3-1及び資料3-2につきまして、事務局より補足の説明をさせていただきます。

まずは資料3-1、デコキネートより御説明いたします。

資料3-1の3ページを御覧ください。本成分は、牛などのコクシジウム症の予防及び治療に用いられる成分でございます。

食品健康影響評価の欄にございますけれども、海外での評価は、APVMA、EFSA及びFDAにより行われておりまして、ADIはいずれの評価機関におきましても0.075 mg/kg 体重/日と設定されているところでございます。

また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼児で0.0028 mg/kg 体重/日とされております。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該APVMA、EFSA及びFDAのADIの値を超えないことから、デコキネートにつきましては、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会決定でございます「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の3の(1)に該当する成

分であると判断されまして、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度としているところでございます。

次に、資料 3-2 のバージニアマイシンについて御説明いたします。

同じく 3 ページをお開きください。本成分は抗生物質でございます。

食品健康影響評価の欄を御覧ください。海外での評価は、ADIがAPVMAにより0.2 mg/kg 体重/日、EMAにより0.02123 mg/kg 体重/日及びFDAによりまして0.25 mg/kg 体重/日と設定されているところでございます。また、現行のリスク管理におけます体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼児で0.0031 mg/kg 体重/日とされております。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該APVMA、EMA及びFDAのADIの値を超えないことから、バージニアマイシンにつきましては、評価の考え方の3の(1)に該当する成分であると判断されまして、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度としているところでございます。

以上2件につきまして、よろしければ、明日、11月11日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(4) その他

○佐藤委員長 本日は、「その他」として、旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについての報告があると聞いております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○近藤評価第一課長 それでは、資料4をお手元に御準備ください。

農薬に関します専門調査会につきましては、本年4月1日に食品安全委員会専門調査会等運営規程の一部が改正されまして、それまでございました農薬専門調査会が廃止され、農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会が新たに設置されました。

これに伴いまして、この改正の際に農薬専門調査会において調査審議されていた農薬に

つきましては、どの専門調査会で調査審議するかを順次指定を行うこととされておりました。今般、フェナリモルにつきまして、農薬第三専門調査会で調査審議を行う旨、指定を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、資料4にありますとおり、平成23年6月16日に厚生労働省から評価要請の説明がされました農薬フェナリモルについては、食品安全委員会専門調査会等運営規程の別表に基づき、農薬第三専門調査会において調査審議する農薬として指定し、当該専門調査会において審議することといたします。

ほかに議事はありませんか。

○新総務課長 特にございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週11月17日火曜日14時から開催を予定しております。

また、12日木曜日14時から「プリオン専門調査会」が公開で、13日金曜日14時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、15時半からは非公開で、来週16日月曜日14時から「農薬第三専門調査会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第796回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。